保護者の相談への対応等，子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については，地方交付税措置が講じられており，都道府県及び市町村は，司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は，司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り，積極的な配置を促す。

②　司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は，図書館における専門的職員として，児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や，子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識，子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け，子供やその保護者に対して，図書に関する案内や助言を行うとともに，子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに，学校と積極的に連携し，児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内，図書館の利用についてのガイダンスを行うなど，子供の読書活動がより活発となるよう，様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は，図書館法第７条の規定に基づき，司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため，継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

２　その他

（１）国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では，納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存，外国の児童・青少年用図書等の広範な収集，関連資料の収集・保存を行うほか，公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また，「国際子ども図書館」は，インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供，全国の図書館職員に対する講座の実施，講師の派遣等を行うとともに，情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど，「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため，「国際子ども図書館」は，図書館，学校図書館等との連携・協力を推進する。

（２）大学図書館

子供の読書活動を推進する上で，大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため，大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等，地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

（３）公民館図書室等

公民館図書室等は，身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから，図書館と連携し，児童・青少年用図書等の整備に努めるほか，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し，読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

（４）児童館

児童館は，子供に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では，児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は，図書館における諸活動と同様，子供が読書に親しむ契機となっているため，都道府県及び市町村は，これらの活動が一層推進されるよう促す。

（５）放課後子供教室，放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室，放課後児童クラブ等の地域の居場所についても，読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら，子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

Ⅳ　学校等における取組

１　幼稚園，保育所等

（１）幼稚園，保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう，幼稚園，保育所等は，幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき，乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。